| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | ずわいがに | ⑴　A海域 | |
| | | ⑵　B海域 | |
| | | ⑶　D海域 | |
| | | ⑷　E海域 | |

（注１）操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

（注２）ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６の１の⑺を次のように改める。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数量 |
|---|---|
| 北海道 | 168 |
| 秋田県 | 26 |
| 山形県 | 104 |
| 新潟県 | 450 |
| 富山県 | 52 |
| 石川県 | 385 |
| 福井県 | 306 |
| 京都府 | 53 |

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

第６の２の⑵及び⑹を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数量 |
|---|---|
| 北海道 | 95,800 |

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

⑹　するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２８年（フ）第８５６号**
東京都足立区東和３丁目13－１－1426
債務者　荻原宗季こと　詹　　志勇
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　雅彬
4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９７７号**
東京都板橋区小茂根２丁目31－１　キショー第２ビル104
債務者　齋藤　　忍（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎純一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９８８号**
東京都大田区中央５丁目28－14－101
債務者　浅生山秀夫
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　明彦
4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９９７号**
東京都小平市学園西町１丁目22－１－103
債務者　佐藤　義広
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山勝　幹之
4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第８９３号**
東京都新宿区西早稲田３丁目17－13
債務者　森岡　五郎
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫惠美子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９２２号**
東京都杉並区宮前３丁目27－３
債務者　鈴木　　宏
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅宮　毅雄
4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９４９号**
東京都世田谷区代沢２丁目40－18
債務者　増田　皓之
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　豪
4　破産債権の届出期間　平成28年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部